



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年 3 月31日木曜日 第2760号外 5

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例.....（税務課）..... 1

条 例

○愛媛県条例第35号

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成28年 3 月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正）

第 1 条 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（法人の事業税の税率等）</p> <p>第18条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の1.2</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.5</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>100分の1.9</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>100分の2.7</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>100分の3.6</u></td> </tr> </table> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の1.2</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.5</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に<u>100分の3.6</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>	<p>（法人の事業税の税率等）</p> <p>第18条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>100分の3.1</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>100分の4.6</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;"><u>100分の6</u></td> </tr> </table> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に<u>100分の6</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>												

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の5 第14条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第13条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第14条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(5) 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 省略

2 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中

「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

(自動車取得税の非課税)

第22条の2 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成29年3月31日までにに行われたときに限り、第34条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(1)～(3) 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の5 第14条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第13条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第14条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1)～(5) 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 省略

2 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第18条の2及び前項の規定の適用については、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第18条の2第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第18条の2第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

(自動車取得税の非課税)

第22条の2 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成28年3月31日までにに行われたときに限り、第34条第1項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(1)～(3) 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第22条の2の2 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項及び第4項において同じ。)

ア・イ 省略

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 省略

オ 省略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第6項から第11項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア・イ 省略

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 省略

オ 省略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第6項から第11項まで又は前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第22条の2の2 省略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項及び第4項において同じ。)

ア・イ 省略

ウ 省略

エ 省略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第6項から第11項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア・イ 省略

ウ 省略

エ 省略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2の5第6項から第11項まで又は前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第35条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

<p>(1) 省略</p> <p>(2) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ <u>車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるものの</u></p> <p>(ア) <u>平成28年輕油重量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>5 省略</p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) 次に掲げる軽油自動車</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>5 省略</p>
---	---

(愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第18条の2第1項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第19条第2項の改正規定を削る。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第18条の6第1項の改正規定及び第2条中愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第4項の改正規定(「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める部分、「同年9月30日」を「同年3月31日」に改める部分及び「同月30日」を「同月31日」に改める部分を除く。)並びに<u>附則第3項の規定</u> 平成27年10月1日</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第22条 _____の改正規定及び附則第4項から第16項 _____までの規定 平成28年4月1日</p> <p>3 省略 (県たばこ税に関する経過措置)</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 附則第6項に規定する者は、改正法附則第12条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに提出しなければならない。</p> <p>9 附則第6項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第20条第4項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第52条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、前項の規定により提出されたもの</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第18条の6第1項の改正規定及び第2条中愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第4項の改正規定(「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める部分、「同年9月30日」を「同年3月31日」に改める部分及び「同月30日」を「同月31日」に改める部分を除く。)並びに<u>附則第4項の規定</u> 平成27年10月1日</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第18条の2第1項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第19条第2項及び第22条の改正規定並びに<u>附則第3項及び第5項から第17項までの規定</u> 平成28年4月1日</p> <p>(事業税に関する経過措置)</p> <p>3 <u>新条例第18条の2第1項及び第3項並びに附則第19条第2項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 省略 (県たばこ税に関する経過措置)</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 附則第7項に規定する者は、改正法附則第12条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに提出しなければならない。</p> <p>10 附則第7項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第20条第4項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第52条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、前項の規定により提出されたもの</p>

とみなす。

10 附則第8項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

11 省略

12 附則第7項から第10項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第7項	前項	附則第11項
	省略	
附則第8項	附則第6項	附則第11項
	省略	
附則第9項	附則第6項	附則第11項
	省略	
附則第10項	省略	

13 省略

14 附則第7項から第10項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第7項	前項	附則第13項
	省略	
附則第8項	附則第6項	附則第13項
	省略	
附則第9項	附則第6項	附則第13項
	省略	
附則第10項	省略	

15 省略

16 附則第7項から第10項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第7項	前項	附則第15項
	省略	
附則第8項	附則第6項	附則第15項
	省略	
附則第9項	附則第6項	附則第15項
	省略	
附則第10項	省略	

とみなす。

11 附則第9項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

12 省略

13 附則第8項から第11項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第8項	前項	附則第12項
	省略	
附則第9項	附則第7項	附則第12項
	省略	
附則第10項	附則第7項	附則第12項
	省略	
附則第11項	省略	

14 省略

15 附則第8項から第11項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第8項	前項	附則第14項
	省略	
附則第9項	附則第7項	附則第14項
	省略	
附則第10項	附則第7項	附則第14項
	省略	
附則第11項	省略	

16 省略

17 附則第8項から第11項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第8項	前項	附則第16項
	省略	
附則第9項	附則第7項	附則第16項
	省略	
附則第10項	附則第7項	附則第16項
	省略	
附則第11項	省略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第7条の5の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 3 新条例第18条の2第1項及び第3項並びに附則第19条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 4 新条例附則第22条の2の2第2項から第4項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。